

●平成22年度 監査テーマ 公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

I. 公の施設の施設運営について

2. 指定管理者制度の導入施設について

No.	項目		監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H29.4末現在)
1	共通事項	指定管理者の財務健全性について 〔報告書32ページ〕	財務健全性の分析については、分析範囲や分析手法の選択などにより、その深度が深くなるため、指定管理者制度を総括する課が、市としての方針を定め、必要であれば専門家の活用を検討するなど、所管課が行う財務健全性の検討をサポートする仕組みを構築することも有用である。	行政改革部	指定管理者の業務継続能力に係る財務健全性については、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」(平成29年3月策定)に基づき、指定管理者の選定時において財務状況を確認するとともに、定期モニタリング時において、財務書類等の提出を求めるなど、指定管理者の財務状況が継続的、安定的にサービスを提供できる状態にあるかについて確認することとした。
3	枚方市立総合福祉会館(ラポールひらかた)	指定管理者の財務健全性について 〔報告書40ページ〕	所管課は、毎年、指定管理業務の実施実績報告書における決算内容は把握している。しかし、同一の所管課内において、指定管理者の財務健全性の情報が指定管理者のモニタリング担当者とは十分に情報共有がなされていなかった。所管課は各事業年度には指定管理者の財務健全性の分析などを共有し、指定管理者の事業の継続性を検討すべきであると考えられる。	福祉総務課	指定管理者の業務継続能力に係る財務健全性については、平成29年3月に「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」が示されたところであり、今後、これを踏まえ、適切に対応していく。
7	枚方市総合福祉センター	指定管理者の財務健全性について 〔報告書45ページ〕	同一の所管課内において、指定管理者の財務健全性の情報が指定管理者のモニタリング担当者とは十分に情報共有がなされていなかった。指定管理者は公募ではあるが、申請団体が1団体であることにより競争原理が一定阻害されており、仮にモニタリングを実施しない場合は、指定管理者が事業の実態について適切に報告を行わない恐れがある。よって、所管課は各事業年度には指定管理者の財務健全性の分析などを共有し、指定管理者の事業の継続性を検討すべきであると考えられる。	福祉総務課	指定管理者の業務継続能力に係る財務健全性については、平成29年3月に「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」が示されたところであり、今後、これを踏まえ、適切に対応していく。